

特例施設占有者の指定等に関する規則の制定について

(平成19年11月28日島会甲第2592号県警察本部長例規通達)

特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年島根県公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)が制定され、平成19年12月10日から施行されることとなった。規則制定の背景及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 規則制定の背景

遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく遺失物法施行令(平成19年政令第21号。)第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定、法第25条の規定による施設占有者又は特例施設占有者(以下「施設占有者等」という。)に対する報告若しくは資料の提出又は提示(以下「報告等」という。)の要求及び第26条の規定による施設占有者等に対する指示について、それぞれ公安委員会が行うこととされたことを受け、当該指定等を行うための必要な手続が定められた。

2 運用上の留意事項

公安委員会が行う施設占有者等に対する報告等の要求及び指示は、法の施行に必要な限度において、又は遺失者若しくは拾得者の利益を保護するために必要な限度において行うものである。したがって、報告等の要求及び指示を行うに際しては、施設占有者等に対して法に定める限度を超える義務を課すことのないように、また、指示の内容については違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反防止のための措置等の具体的に措置すべきことを命ずるものでなければならないことにそれぞれ留意すること。

なお、規則各条において具体的に留意すべき事項は、次に掲げるとおりである。

(1) 第2条関係

ア 申請書等の受理及び送付

警察署長は、施設占有者から特例施設占有者の指定(以下「指定」という。)に係る申請書及びその添付書面(以下「申請書等」という。)を受理したときは、内容に誤りがないことを確認した後、当該申請書等を警察本部警務部会計課に送付すること。

イ 複数の施設に係る申請の取扱い

指定は、1の施設ごとに行うものであるが、1の施設占有者が県内にある複数の施設について指定の申請をしようとするときは、1の警察署を経由してまとめて申請することとしても差し支えない。この場合において、当該施設占有者が法人であるときは、複数の施設に共通する内容の添付書面については1回の申請につき各1通として差し支えないものとする。

ウ 申請書等の様式

規則に規定された特例施設占有者に係る申請書等の様式(規則様式第2号、様式第3号及び様式第4号)は、申請者の利便を図るために、飽くまで例示として定められたものである。したがって、申請書等がこれらの様式の形式に従っていないこ

とのみを理由として当該申請書を受理しないことがあってはならず、また、その記載内容については、簡潔で必要十分なものであればよい。

(2) 第3条関係

指定特例施設占有者の公示事項の変更に関する届出については、特に様式を定めないものとし、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条に規定する事項について記載した任意の書式により受理することとして差し支えないものとする。

(3) 第5条関係

ア 報告又は資料の提出の受理

要求に基づく報告又は資料の提出があった場合は、警察署長がこれを受理すること。

イ 要求に基づく保管物件の提示を受けた場合は、当該保管物件を預り保管することなく、提示を受けた場において必要な事項を確認し、速やかに返還すること。

(4) 第2条、第3条、第4条関係

特例施設占有者の指定、特例施設占有者の公示事項の変更又は特例施設占有者の指定の取消しの公示があったときは、島根県内の関係警察署長及び関係都道府県の警視總監又は警察本部長に対し、公示された事項を通知するものとする。